

京都府農業経営基盤
強化促進基本方針

〔 目標：令和14年度 〕

令和5年6月

京 都 府

目 次

基本方針の作成に当たって

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

- 1 京都府農業の現状と課題 ----- 2
- 2 担い手の確保・育成の基本的な方向と考え方 ----- 6
- 3 具体的な展開方向 ----- 7

第2章 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標 ----- 9

第3章 新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の

- 基本的指標 ----- 11

第4章 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の

実施に関する事項

- 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方 ----- 14
- 2 農業経営・就農支援の体制及び運営方針 ----- 14
- 3 京都府が主体的に行う取組 ----- 15
- 4 関係機関の連携・役割分担の考え方 ----- 16
- 5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための
情報収集・相互提供 ----- 16

第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に

関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- 1 目標を示すに当たっての考え方 ----- 17
- 2 中核的担い手が地域における耕作面積の利用に占めるシェアの
目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用についての目標 ----- 17
- 3 認定農業者数の目標 ----- 18

第6章 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

- 1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項 ----- 19
- 2 京都府の区域を事業実施地域として農地中間管理機構が行う特例事業の
実施に関する事項 ----- 19

基本方針の作成に当たって

作成の趣旨

この基本方針は、農業経営基盤強化促進法（以下「法」という。）第5条に基づき、京都府の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を定めたものである。

作成に当たっては、「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立する」という法の趣旨に基づき、「京都府農林水産ビジョン」に掲げる将来ビジョンを具体化するという視点に立って、京都府の実態を十分踏まえて検討した。

基本方針の目的

この基本方針は、京都府における農業生産、農業構造等の10年間を見通した今後の農業の基本的な方向を記述した上で、認定農業者や認定新規就農者が目標とすべき所得水準、労働時間等の基本的考え方、効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保体制やこれを実現していくための諸施策について示したものである。

併せて、地域の農業生産の組織化や、移住者・定年帰農者などの多様な担い手も含めた地域農業のあり方についての基本方向を示したものである。

基本方針の目標年次

この基本方針は、令和14年度を目標年次とするが、中間年において状況の変化に対応した見直しを行う。

作成に当たっての視点

少子高齢化・人口減少の進展、自然災害の頻発や近年の原油価格・物価高騰などにより社会経済情勢の不安定化が進み、地域の自治力の低下が懸念される中で、農業の担い手不足、高齢化及び荒廃農地の増加といった地域農業・農村と農業者が直面している課題に対応できる地域運営体制づくりの推進や、多様な担い手の活用も含め、地域が目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定を推進するとともに、集落間の連携・協働による持続性のある地域農業づくりを目指すことを視点として検討を行った。

第1章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 京都府農業の現状と課題

農業者数の減少や荒廃農地の増加、高齢化などの状況にある中、自然災害や原油価格・物価高騰などの影響を受け、社会・経済に大きな環境変化が生じており、地域においては一層、地域の主体性と関係機関・団体の連携が重要な時代となっている。

2020年農林業センサスの結果から京都府における農業構造の現状を見ると、65歳未満専従者のいる農家数が10年前に比べて約42%減少し、その率は約16%となっており、また、経営耕地面積は10年前に比べて約13%減少し、耕地面積に対する荒廃農地の割合は、約11%となっている。

このような現状の中で、経営感覚に優れた農業経営体の育成と半農半X実践者や定年帰農者など多様な担い手の連携による地域農業の担い手構造を確立することが喫緊の課題となっている。

京都府における特徴的な農業構造の現状

	65歳未満専従者のいる農家率（販売農家）	65歳未満専従者のいる農家数の減少率（販売農家）【対2010年】	経営耕地面積の減少率【対2010年】	耕地面積に対する荒廃農地面積の割合
京都府	16.0%	41.9%	13.1%	10.5%
南部	25.5	41.1	9.8	4.2
中部	9.4	43.4	15.9	12.0
北部	16.5	42.0	12.1	15.7

《2020年農林業センサスほか》

※本方針における地域区分は以下のとおりとする。

南部地域：京都乙訓、山城 中部地域：南丹、中丹 北部地域：丹後

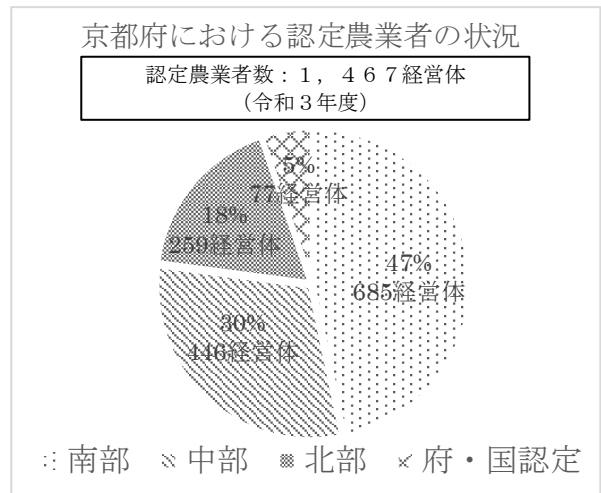
○南部地域

この地域は、都市化の進展、集落機能の低下等により、土地利用型の農作業受託組織等の育成や、様々な担い手が連携した地域農業の仕組みづくりなどが遅れている。

一方で、府内の認定農業者の約47%がこの地域に存在し、恵まれた気象条件や消費地内という立地条件を生かした農業経営が展開されており、野菜、花き、茶などの集約作物の生産、ハウスや温室、加工場など高投資型農業経営が多く存在している。

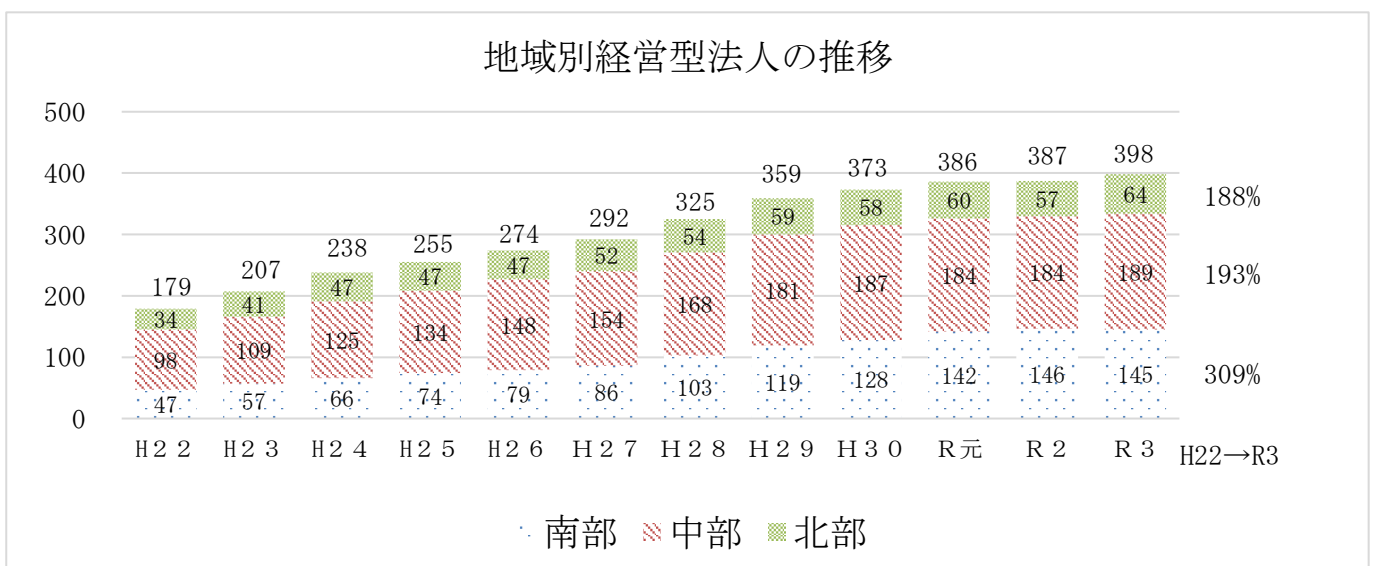
また、これらの農業経営を法人化し、量販店や飲食チェーン店などと契約栽培するなどの企業的経営も近年増加しており、法人数の

直近10年間の伸び率は300%を超えている。《令和3年度 経営支援・担い手育成課調べ》さらに、農産物直売所や市民農園、体験農園の多くがこの地域に集中するなど、都市住民と連携した地産地消の取組など、魅力ある農業経営も見られる。



【課題】

- ・都市近郊地域での農地集積
- ・産地を持続させるための農地の維持と後継者育成
- ・京都市内に多く存在する就農希望者などの就農地の確保や労働力の活用
- ・都市住民との連携による多様な農業経営の推進



《令和3年度 経営支援・担い手育成課調べ》

○中部地域

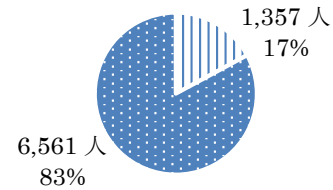
この地域は、中山間地域を多く含み、農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員の8割以上が65歳以上の高齢者である。

また、1集落当たりの認定農業者数は0.5人程度と府の平均を大きく下回り、地域農業の核となる担い手が少なく、また、荒廃農地の増加も進む中で、このままでは集落機能の低下が懸念される状況にある。

このため、従来から、農業機械の共同利用化、農作業受託組織による農作業受託や集落営農の推進に加え、道水路管理、生活環境管理などの生活分野も含めて、集落を核とした取り組みにより地域農業を維持してきたところである。

また、稲作作業を受託組織に委託した女性農業者や定年退職をした高齢者が、小規模パイプハウスで九条ねぎや万願寺とうがらしなどの京のブランド野菜産地を形成している事例が多く見られ、5割以上をこの地域から出荷している。

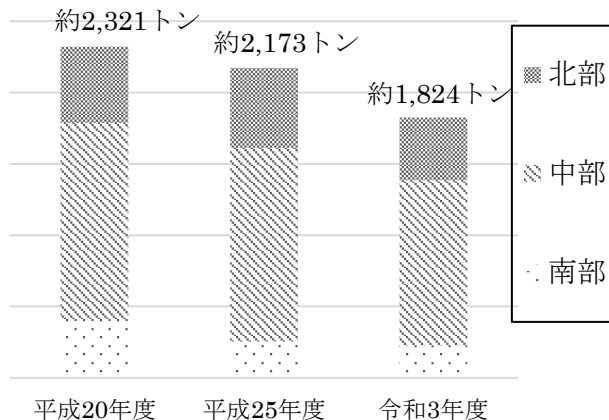
農業に60日以上従事した世帯員、役員・構成員の高齢化率（中部）



■ 65歳未満 ■ 65歳以上

《2020年農林業センサス》

ブランド京野菜出荷量の推移



さらに、酪農や肉用牛肥育経営が多く、耕畜連携による稲WCS、飼料用稲の生産に加え、黒大豆枝豆などの高収益作物への転換が図られる一方で、高齢化や経営規模の小さい単一集落による集落営農組織では米価下落に伴い、解散する事例も発生していることから、集落間や南北連携などによる経営の広域化を図るとともに、スマート農業機械や施設の導入により、新技術を活用した省力化や効率的な経営を行うこと

《令和3年度 流通・ブランド戦略課調べ》

で、地域農業の存続に向け、地域と関係機関一体となった対応がより一層求められている。

【課題】

- ・就農希望を持つ都市住民を受け入れる地域の取組を推進
- ・地域農業を支える集落型農業法人の経営多角化、広域化、省力化による経営の継続性の確保
- ・都市住民との交流促進による農業振興及び活性化

○北部地域

この地域は、農業者一人当たりの経営耕地面積が府内で最も大きく、土地利用型の農業として米に依存する農業者が多い地域であり、府内でも規模の大きい稲作経営が存在している。

大規模稲作農家においては、経営リスクを伴いながらも自ら販路確保し、米の直売をする事例や加工用米、酒米に加え、高付加価値米の新たな品種の生産に取り組む事例が見られるようになっている。

加えて、水田においても加工原料野菜や野菜採種等の契約栽培により安定的に収益を確保する事例や、和牛繁殖経営も多く、自給飼料の生産や放牧が行われている。

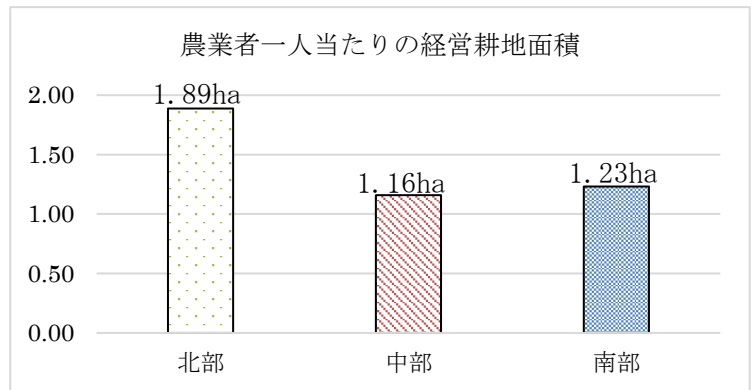
また、国営開発農地については、茶の栽培、丹後農業実践型学舎の卒業生による加工用野菜の生産が行われるなどスケールメリットを生かした大規模な畑作での経営革新的な取組が展開されており、海水浴やカニなどの観光客等を対象とした果樹・野菜の直売経営、砂丘地域での高収益農業など、中核的農業者を中心に地域農業の推進が図られている。

しかしながら、当地域においても高齢化や後継者不足による担い手の減少が進んでおり、大規模稲作農家の中には、これ以上農地を預かることが困難な状況となりつつあることから、今後は、集落間の連携による広域的な営農体制の構築、スマート農業機械等の導入による低コスト化、高収益作物生産への転換を進めていかないと、米価の低迷が続く中で地域農業の維持・発展が困難となることが懸念される。

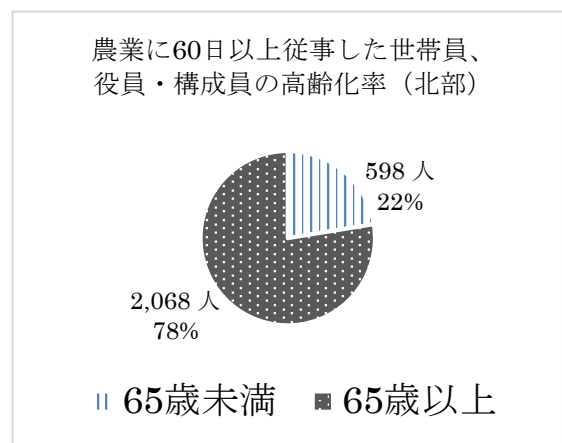
加えて、果樹農家の後継者育成や第三者経営継承が喫緊の課題となっている。

【課題】

- ・ 集落間の連携による広域的な営農体制の構築
- ・ 経営規模拡大を志向する農業者へのスマート農業への取組と農地の集積
- ・ 高収益農業経営の実現等による中核的農業者の育成
- ・ 就農希望を持つ半農半Xなど多様な担い手を受け入れる地域の取組を推進



《2020年農林業センサス》



《2020年農林業センサス》

2 担い手の確保・育成の基本的な方向と考え方

(1) 基本方向

このような府内の現状や課題を踏まえた上で、各市町村において策定する地域計画の実現に向けた担い手の確保・育成の基本方向については以下のとおりとする。

- ① 生産技術だけでなく、時代の変化や地域社会のニーズを適切に捉え、マーケティングや販売などの経営感覚も備えた、地域農業をけん引する人材を育成する。
- ② 半農半X実践者、定年帰農者など多様な人材も農山漁村を支える担い手として位置付けて確保し、地域への定着をサポートするとともに、若い世代に向けた魅力発信を強化することで、担い手の裾野を広げる。

(2) 推進の視点

① 新たな担い手の確保・育成

- ・研修制度の充実や、学生及び研修生の獲得に向けた積極的なプロモーションを実施
- ・就農希望者に対して、相談から研修、就農・就業、定着に加え、経営相談までの切れ目のない支援をワンストップで実施

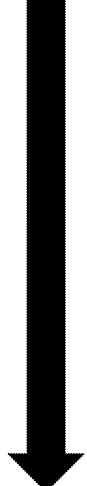
② 経営の安定や発展への支援、経営感覚に優れた担い手の育成（＝中核的担い手）

- ・個々の農業者のニーズに応じた経営改善や新たなチャレンジに対して伴走支援を実施
- ・経営の発展段階に応じた研修の実施や充実を図るとともに、人脈形成の場づくりの実施
- ・環境保全型農業、有機農業の展開やGAPの取組などの推進

③ 持続的な地域農業の実現に向けた多様な担い手の育成等（＝多様な担い手）

- ・生産基盤の維持保全のための体制づくりを図りながら、将来の農業や農地利用の姿について、現場での丁寧な話し合いを徹底的に推進
- ・副業・兼業として農業に携わる多様な担い手の活躍機会の創出とマッチング等を実施
- ・中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金の協議会や自治会等、多様な地域団体との連携による支援体制づくりを図る

担い手の分類

	確保	学生、研修生、就農・就業希望者、移住者（農のある暮らし志向者）、定年帰農者・半農半X実践者（①）	
	育成	中核的担い手（②）	多様な担い手（③）
	定着	<ul style="list-style-type: none"> ・認定新規就農者 ・基本構想水準到達者 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・兼業農家 ・作業受託組織 ・市町村農業公社 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模農家、家庭菜園 ・中山間・多面協議会
	経営発展	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者 ・集落営農組織 ・農業法人 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人（農福連携） ・一般社団法人（農地管理） ・企業参入型法人（異業種）

3 具体的な展開方向

(1) 新たな担い手の確保・育成

- ① 府内の農業系高校や大学生などを対象にした農業体験プログラムや、若手農企業者との交流機会の創出、SNS等による情報発信を通じて農業の魅力を伝える取組を実施
- ② 農業大学のオープンキャンパス、試験研究機関によるイベント開催や出前授業の実施
- ③ 農人材育成センターによる就農相談会や研修会の開催、相談窓口の設置、就農インターンシップや援農隊等の実施により、農業参入への足掛かりとなる機会の創出
- ④ 農業への新規参入希望者を技術習得から就農定着までを一貫して支援する実践的な研修の場を整備（農業経営チャレンジ支援事業）
- ⑤ 京都府農業や宇治茶、畜産物、果樹の生産を支える総合力を持った人材を育成するための現場教育の充実（農業大学校、宇治茶実践型学舎、畜産人材育成研修、丹後果樹担い手育成）
- ⑥ 京都府生涯現役クリエイティブセンターと連携し、農業大学校でのリカレント教育の充実による専業から半農半X実践者や移住者、定年帰農者など多様な農人材を育成するための研修を実施
- ⑦ 農業法人のもとで独立を目指す研修生向けの研修プログラムの充実を図り、「のれん分け」などにより企業的経営を目指す人材を育成

(2) 経営の安定や発展への支援、経営感覚に優れた担い手の育成

- ① 農業改良普及センターによる就農直後研修や、農業大学校における経営力向上講座などにより、新規就農者の技術習得と経営力の獲得を支援し、早期の経営安定を支援
- ② 「京の農業応援隊」や「京の畜産応援隊」による農業者各々のニーズに応じた伴走支援を実施
- ③ 農業のスペシャリスト、スマート農業や環境にやさしい農業等を就農・就業者、他産業からの参入者が新たなスキル獲得するための研修を農業大学校にて実施
- ④ 京都農業経営塾による農業者の経営規模やニーズに応じた経営力強化研修を実施
- ⑤ 販売額が1億円を超えるような農企業向けのコンサルタント業務が行えるよう、農人材育成センターの経営相談機能を拡充
- ⑥ 京都食ビジネスプラットフォームを活用し、ニーズに応じた生産や販売に対応できる農企業者の育成を支援
- ⑦ 男女別の更衣室やトイレなど、就業環境の整備を行う経営体への支援などにより、女性農業者が活躍しやすい環境づくりを推進

(3) 持続的な地域農業の実現に向けた多様な担い手の育成

- ① 地域における農業や農地利用について、担い手への農地集約を図るとともに、新規就農者や多様な担い手の受け入れに向けた地域での丁寧な話し合いを推進

- ② 一般社団法人京都府農業会議（以下「農業会議」という。）やJAなどの関係機関と連携し、市町村による地域計画の策定や実行を支援
- ③ 集落連携や南北連携による広域的な営農体制の構築や農地管理の外部委託を図るとともに、高収益作物への転換や企業連携による人材確保など経営基盤の強化を支援
- ④ 中間管理事業を用いて分散錯圃の解消を図るため、中間管理機構を中心に利用権設定を行うとともに、担い手の希望に応じた基盤整備等の推進
- ⑤ 地域の農業を側面的に支援することができる半農半X実践者、移住者、定年帰農者や企業参入型法人などの活躍機会の創出やマッチングを推進
- ⑥ 農村ボランティア活動による都市住民の受け入れなどの取組を推進
- ⑦ 再生可能な荒廃農地を地域の担い手に集積させ、これまでの作付けや利用にこだわることなく、丹波くりなどの地域特産物の生産等に活用

第2章 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

第1章に示した基本的な方向を実現するため、地域における優良な経営事例を踏まえつつ、その主たる従事者が他産業並みの労働時間により、他産業並みの生涯所得を得られるような認定農業者の効率的かつ安定的な農業経営の代表的な経営類型を次のとおり示す。（厚生労働省「賃金構造基本統計調査」等により算出）

■ 年間農業所得 500万円（主たる従事者一人当たり）

■ 年間総労働時間 2,000時間（主たる従事者一人当たり）

■ 主な経営類型

(1) 組織経営体

経営類型	品 目	経営面積	対応地域		
			南部	中部	北部
水稲単作	主食用米 酒米 加工用米 作業受託	17ha 3ha 10ha 20ha	○	○	○
土地利用型作物①	主食用米 酒米 作業受託 小麦 小豆	18ha 2ha 20ha 10ha 10ha		○	○
土地利用型作物②	主食用米 酒米 作業受託 小麦 黒大豆	18ha 2ha 20ha 10ha 3ha		○	○
土地利用型作物③	主食用米 酒米 作業受託 小麦 白大豆 黒大豆	18ha 2ha 20ha 10ha 9ha 1ha		○	○
水稲＋野菜①	主食用米 酒米 加工用米 作業受託 紫ずきん・京 夏ずきん	11ha 2ha 7ha 20ha 50a		○	○
水稲＋野菜②	主食用米 酒米 加工用米 作業受託 九条ねぎ	11ha 2ha 7ha 20ha 30a	○	○	

(2) 個別経営体

経営類型	品 目	経営面積	対応地域		
			南部	中部	北部
水稲単作	主食用米 加工用米 酒米 作業受託	11ha 7ha 2ha 10ha	○	○	○
水稲＋露地野菜①	主食用米 なす えびいも 京たけのこ	10ha 15a 10a 50a	○		
水稲＋露地野菜②	主食用米 加工用米 作業受託 紫ずきん・京 夏ずきん 九条ねぎ	7ha 3ha 10ha 30a 10a		○	○
露地野菜① 果菜類	なす きゅうり 伏見とうがらし	30a 10a 15a	○	○	
露地野菜② 果菜類＋根菜類	なす えびいも 大かぶ	30a 50a 1ha	○	○	○
露地野菜③ 国営	大かぶ 丸だいこん コギク	1ha 50a 15a			○
露地野菜④ 国営	大かぶ 丸だいこん 甘藷	50a 50a 1.2ha			○
施設園芸① 果菜類＋葉菜類	トマト（施設） 京みず菜（施設・周年） ほうれんそう（施設 ・周年） 春菊（施設・周年）	15a 10a 10a 10a	○	○	○
施設園芸② 花き	花壇苗	60a	○	○	○
施設＋露地① 果菜類	トマト（施設） きゅうり 花菜	15a 10a 10a	○	○	○
施設＋露地② 果菜類＋根菜類	万願寺とうがらし えびいも	30a 10a		○	
果樹	梨 ぶどう（シャイン マスカット）	1ha 50a			○
茶① 機械（煎茶＋てん茶）	煎茶（機械） てん茶（機械）	4ha 4ha	○		○
茶② 手摘み（玉露）	玉露（手摘み）	1.6ha	○		
茶③ 手摘み（てん茶）	てん茶（手摘み）	1ha	○		
酪農＋牧草	成雌牛 育成牛 牧草	100頭 50頭 6ha		○	○
肉用牛（繁殖） ＋水稲	成雌牛 育成牛 水稲	30頭 6頭 2ha		○	○
水稲＋林産物	水稲 丹波くり	10ha 1ha		○	
果菜類＋林産物	万願寺とうがらし 丹波くり	20a 1ha		○	

第3章 新たに農業を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

青年等が農業経営で生計が成り立つ水準のものとして、第2章に示した基本的指標を基に認定新規就農者の代表的な経営類型を次のとおり示す。

■ 年間農業所得 概ね250万円（主たる従事者一人当たり）

■ 年間総労働時間 2,000時間（主たる従事者一人当たり）

■ 主な経営類型

(1) 個別経営体

経営類型	品 目	経営面積	対応地域		
			南部	中部	北部
水稲単作	主食用米 加工用米 作業受託	5ha 2ha 3ha	○	○	○
水稲＋露地野菜	主食用米 加工用米 なす えびいも	4ha 1ha 10a 10a	○		
露地野菜① 果菜類	伏見とうがらし 紫ずきん・京 夏ずきん	5a 60a		○	○
露地野菜② 果菜類＋葉菜類	きゅうり 伏見とうがらし 九条ねぎ	10a 5a 30a	○		
露地野菜③ 国産	大かぶ 丸だいこん	50a 30a			○
施設園芸① 果菜類	万願寺とうがらし (施設・加温)	12a		○	
施設園芸② 果菜類＋葉菜類	トマト (施設) 京みず菜 (施設・周年) 春菊 (施設・周年)	5a 10a 10a	○	○	
施設＋露地① 葉菜類＋果菜類	京みず菜 (施設・周年) 伏見とうがらし 九条ねぎ	10a 5a 20a		○	○
施設＋露地② 果菜類	トマト (施設) きゅうり	5a 5a	○		
果樹	梨 ぶどう (シャインマ スカット)	60a 15a			○
茶① 機械 (煎茶＋てん茶)	煎茶 (機械) てん茶 (機械)	1ha 1ha	○		○
茶② 手摘み (玉露)	玉露 (手摘み)	80a	○		
茶③ 手摘み (てん茶)	てん茶 (手摘み)	50a	○		
水稲＋林産物	水稲 (主食用) 丹波くり	5ha 1ha		○	
果菜類＋林産物	万願寺とうがらし 丹波くり	10a 1ha		○	

【参考資料】主な経営品目の単位面積当たり所得

下表は、本方針における「効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標」及び「青年等が目指すべき農業経営の基本的指標」を定めるための参考値である。

なお、認定農業者及び認定新規就農者の認定に当たっては、各市町村の農業経営基盤強化促進基本構想により、地域の実情に応じて定める農業経営の指標等により認定を行うものである。

経営品目	想定規模・面積(a)	単収 kg/10a	粗収益 円/10a	所得 円/10a	備考
水稲(大規模個人・法人)	3,000	380~482	111,064	24,937	コシヒカリ 12ha、京式部 5ha、京の輝き 10ha、祝 3ha
水稲(作業受託・個人・法人)	2,000	-	46,000	29,843	受託料金は府内事例
水稲(大規模集落・ブロック)	2,000	380~482	100,590	16,355	コシヒカリ 15ha、京式部 3ha、祝 2ha
水稲(中規模個人・法人)	1,200	447~482	108,796	25,063	コシヒカリ 7ha、京式部 3ha
小麦(大規模・ブロック)	1,000	250	72,175	17,576	基幹作
小豆(コバイ収穫・ブロック)	1,000	80	98,080	24,825	二毛作
黒大豆(機械化栽培・ブロック)	1,000	100	153,900	65,861	二毛作
白大豆(機械化栽培・ブロック)	1,000	200	76,100	7,508	二毛作
紫ずきん・京夏ずきん	200	430	467,020	183,520	露地
トマト(施設)	20	30,000	9,810,000	4,736,832	施設(半促成・抑制栽培)
京みず菜(施設・周年)	60	4,500	2,466,000	301,517	施設(周年栽培)
九条ねぎ	200	2,000	906,000	395,052	露地(周年栽培)
ほうれんそう(施設・周年)	40	4,800	2,644,800	820,730	施設(周年栽培)
丸だいこん	100	7,000	1,043,000	472,869	露地
大かぶ	200	5,000	805,000	344,713	露地
コギク	15	-	1,332,800	448,077	露地
万願寺とうがらし(施設・加温)	30	6,000	5,328,000	2,353,140	施設(加温あり)
花菜	10	400	465,600	238,300	露地
なす	10	12,000	3,060,000	1,032,448	露地
小松菜(施設・周年)	40	7,200	2,404,800	433,393	施設(周年栽培)
きゅうり	10	7,000	1,701,000	661,667	露地
春菊(施設・周年)	20	3,500	2,327,500	571,124	施設(周年栽培)
京たけのこ	50	1,500	906,000	600,071	露地
伏見とうがらし	5	4,000	4,796,000	3,316,767	露地
えびいも	10	1,500	1,233,000	713,055	露地
丹波くり	100	350	471,310	289,693	
甘藷	100	2,000	290,000	82,494	露地
花壇苗	30	-	9,900,000	2,060,181	施設(周年栽培)
酪農	成牛 100 頭+ 育成牛 50 頭	9,800kg/頭	1,324,000/頭	341,415/頭	
肉用牛(和牛繁殖)	成牛 30 頭+ 育成牛 6 頭	0.9 頭/年	633,584/頭	134,290/頭	
肉用牛(肥育)	200 頭	120 頭/年	774,472/頭	148,484/頭	
梨	100	3,500	862,400	208,157	
ぶどう(シャインマスカット)	30	1,350	1,890,000	1,211,585	
煎茶(機械)	500	1,150	437,971	90,515	
てん茶(機械)	300	1,550	764,463	160,825	
茶(手摘み玉露)	150	500	1,642,200	321,015	
茶(手摘みてん茶)	100	750	1,741,785	525,715	

* 想定規模全体の粗収入及び所得

基本指標を示すに当たっての前提条件

- (1) 所得形成の対象経営体
個別経営体・組織経営体
- (2) 農業経営類型を構成する品目
府の重点推進品目を中心とした。
- (3) 所得目標
他産業従事者と遜色のないよう、主たる従事者の農業所得を設定した。
- (4) 労働時間
個別・組織経営体の主たる従事者の労働時間は、できるだけ時間的なゆとりが得られるよう、雇用労働力を活用することとして設定した。
なお、雇用労賃は、最低賃金の今後の動向を考慮し、1,000円/時間とした。
- (5) 生産方式
水稻については、JAなどの育苗施設・ライスセンターを利用するものとした。
茶・果樹・畜産についての資本装備は、可能な限り共同化した。
- (6) 価格基準
生産物の価格は、直近5年の水準とした。
- (7) 技術水準
現に行われている先進技術を基礎に10年後の技術革新を視野に入れた。
- (8) 土地利用
集約型については自作地、土地利用型については借地利用とした。
(借地料は、6,800円/10aで設定)
- (9) 経費
固定資産の新調価格は「農業機械・施設便覧」(日本農業機械化協会)によった。
固定資産の新調価格は、1/2を自己資金、1/2を制度資金などの借り入れとし、
年利5%とした。また減価償却は定額法によった。(固定資産の導入にあたり、補助事業制度の利用が可能な資産については、事業活用により導入した。)
修繕費は、新調価格に年建物施設2%、機械5%を乗じて計算し、物財費は、直近5年の水準とした。ただし、年間2,000時間/名を超える場合は、雇用労賃(1,000円/時間)として計上する。
- (10) その他
 - ・水稻の単収については、下記のとおりとする
 - ①コシヒカリ・京の輝き—京都府平均単収(国統計値)の7中5平均
 - ②京式部—令和4年産における府内平均単収
 - ③祝—新品種(祝2号)における目標単収
 - ④面積の変動による収量の変化を加味し、単収を①～③の95%とした。
 - ・加工用米の収入については国交付金を含む
 - ・小麦、小豆、黒大豆及び白大豆の収入については、国交付金を含むが、小麦を基幹作とし、小豆、黒大豆及び白大豆については2毛作とする。

第4章 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

京都府では、就農相談から就農、育成までを一貫して行うため、平成28年度に京都農人材育成センター（事務局：農業会議）を創設し、農林水産業ジョブカフェでの相談、就農相談会の開催、農業体験・インターンシップや実践農場などの取組に加え、丹後農業実践型学舎等による新規就農者の確保や法人化の取組を推進した結果、農業法人への新規就業者数も増加し、近年の新規就農・就業者数は年間150人程度で推移している。

一方で、就農・就業したものの、経営が安定せずに短期間で離農に至るケースもあることから、就農後の早期の経営安定に向け、関係機関との連携を図りながら伴走支援を行うことにより、地域へ定着し、地域農業を担う人材へと育成することが重要である。

また、京都府の農業においては、認定農業者の所得の目安となる販売額が1千万円を超える経営体が、府全体の経営体数の約5%という現状を踏まえ、時代の変化や地域社会のニーズを適切に捉え、マーケティングや販売などの経営感覚を備えた地域の農業を牽引する意欲ある人材の育成により、経営体の底上げを図るとともに、先進的な企業経営を行っている経営体については、全国的な規模の農業法人へと成長させるため、経営コンサルティングの強化が必要である。

加えて、近年の「田園回帰」の流れを捉え、半農半X実践者や定年帰農者などの多様な人材も農山漁村を支える担い手として位置づけて確保し、地域への定着をサポートする取組も必要である。

2 農業経営・就農支援の体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、京都府では、農業を担う者の確保及び育成を図るため、従来から主に就農サポートの充実を図ってきた京都農人材育成センターに、課題である経営サポートの機能を充実させ、就農から経営発展までを一貫して支援する拠点として位置付ける。

(1) 就農サポート

<誘導>

- ・次代を担う高校生、大学生や生涯現役クリエイティブセンターとの連携による農外企業従業員を対象とした講演、視察、農業体験等の実施

<相談・体験>

- ・農林水産業ジョブカフェによる農林水産業への就農・就業希望者に対する相談活動、セミナーの開催及び情報提供
- ・就農インターンシップ事業等による新規就農・就業希望者に対するOJT研修の実施

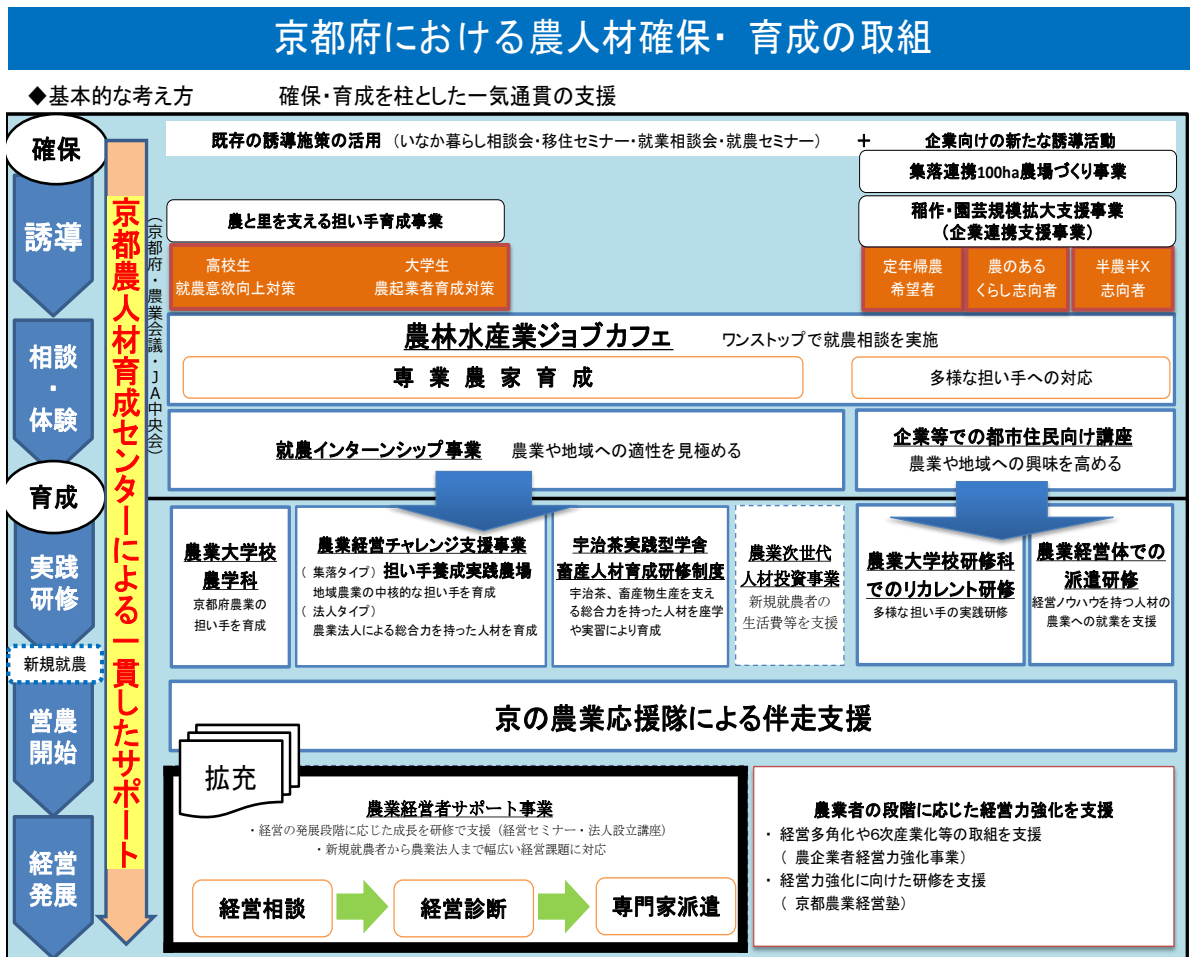
<実践研修>

- ・技術習得から就農定着までを一貫して支援する実践研修の場の整備
- ・農業大学校、宇治茶実践型学舎、畜産人材育成研修や丹後果樹担い手育成による現場教育の充実
- ・民間企業で培った経営ノウハウを集落型農業法人へ継承する人材の確保

(2) 経営サポート

<営農開始～経営発展>

- ・農業法人の規模拡大や経営の多角化、省力化に向けた施設・設備整備支援
- ・幅広い経営課題に対応するための経営相談、経営診断、専門家派遣（拡充）
- ・京都農業経営塾など、就農・就業後から経営規模やニーズに応じた経営力強化研修（拡充）



3 京都府が主体的に行う取組

京都府は、農業経営・就農支援における軸として以下の取組を行い、京都農人材育成センターによる一貫したサポートの円滑な実施につなげる。

- ・本庁関係課、各広域振興局、各普及センター及び研究機関等で情報共有及び連携を図り、各

地域において必要な支援を行うことができる体制を確保

- ・市町村、関係団体や農業経営者との意見交換により、課題の共有を図るとともに、現場の意見を踏まえた京都農人材育成センターの実施事業の見直しや新たな施策の検討・予算化
- ・京都府農業の魅力や地域毎の受入体制について、ホームページ等を活用したPR活動の実施

4 関係機関の連携・役割分担の考え方

(1) 京都農人材育成センターの運営体制

京都農人材育成センターは、農業会議を事務局とし、京都府、農業会議及びJA京都中央会により運営を行う。

また、定期的に3者の担当者会議を開催し、就農喚起に係る企画立案、研修カリキュラムの作成や講師となる農業者の選出など、相互に連携することで各種取組を推進する。

(2) その他関係機関の役割及び連携体制

① 各機関の役割

市町村（農業委員会含む）	：就農相談窓口、農地のあっせん、各種補助事業の窓口
近畿農政局	：関連事業による担い手への支援
JA	：就農・営農に係る機械や施設のあっせん、資金の融資、産地育成に向けた営農指導
商工会議所・商工会	：企業的農業法人への情報提供
中小企業診断協会	：経営者向け研修会の開催、経営戦略の立案支援、経営相談
京都産業21	：法人経営、労務管理等の研修会開催
京都食品産業協会	：京都食ビジネスプラットフォームを活用した新商品開発、マッチング
大学	：就農喚起、生産性向上、省力化等の技術情報の提供や実証試験
金融機関	：営農や生活に必要な資金の融資、異業種との連携支援

② 京都農人材育成センターとの連携

関係機関は、京都農人材育成センターと相互に連携し、農業者や京都農人材育成センターからの要請に応じて助言や指導、支援を行う。

5 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

京都府が実施する連絡調整会議や経営者意見交換会の場において、各地域での就農希望者等の情報共有を図り、京都農人材育成センター及び関係機関により就農等希望者の紹介を行うとともに、農業を担う者の確保及び育成を図るための必要な情報の収集・相互提供を行う。

第5章 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 目標を示すに当たっての考え方

これまで、集落営農の組織化への積極的な取組を行ってきたが、集落単位では規模が小さい上に、高齢化や担い手の減少の加速化により、収益性が悪化し、経営の継続が厳しい状況の中、稲作の規模拡大、施設園芸など高収益作物への転換、棚田や転作田の多面的利用による新しい経営部門導入など、農業経営に対する様々な意欲を実現するためには適切な農地の利用を図ることが重要である。

このことを踏まえ、水稻を経営の主軸とする個別・組織経営体に対する農地利用と作業の集積、高収益作物への転換などを積極的に推進するとともに、効率的かつ安定的な農業を営む者、副業的経営を行う大規模兼業農家や、定年帰農者など地域農業を支えていく中で今後育成すべき者を含めたいわゆる中核的な担い手への農用地等の集積・集約化を促進し、将来の地域農業の姿や集落の規模に応じた農地利用の姿を実現する。

このため、大まかな目安として、次に示す目標を設定した。

2 中核的担い手が地域における耕地面積の利用に占めるシェアの目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用についての目標

(1) 面積シェアの目標

地 域	目標年次の耕地面積	耕地面積の利用に占めるシェアの目標
南 部 地 域	8,850 ha	38%
中 部 地 域	14,300 ha	54%
北 部 地 域	6,550 ha	71%
京 都 府 計	29,700 ha	53%

(注1) 耕地面積とは、農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔を含む。

(注2) 目標年次の耕地面積は、国の作物統計調査の結果から引用した。

(注3) 「耕地面積の利用に占める面積のシェアの目標」は、中核的担い手の平均経営面積実績（約3.77ha）に目標経営体数（4,190経営体）を乗じることで算出した目標集積面積（約15,800ha）に目標年次の耕地面積（29,700ha）を除することで算出した。

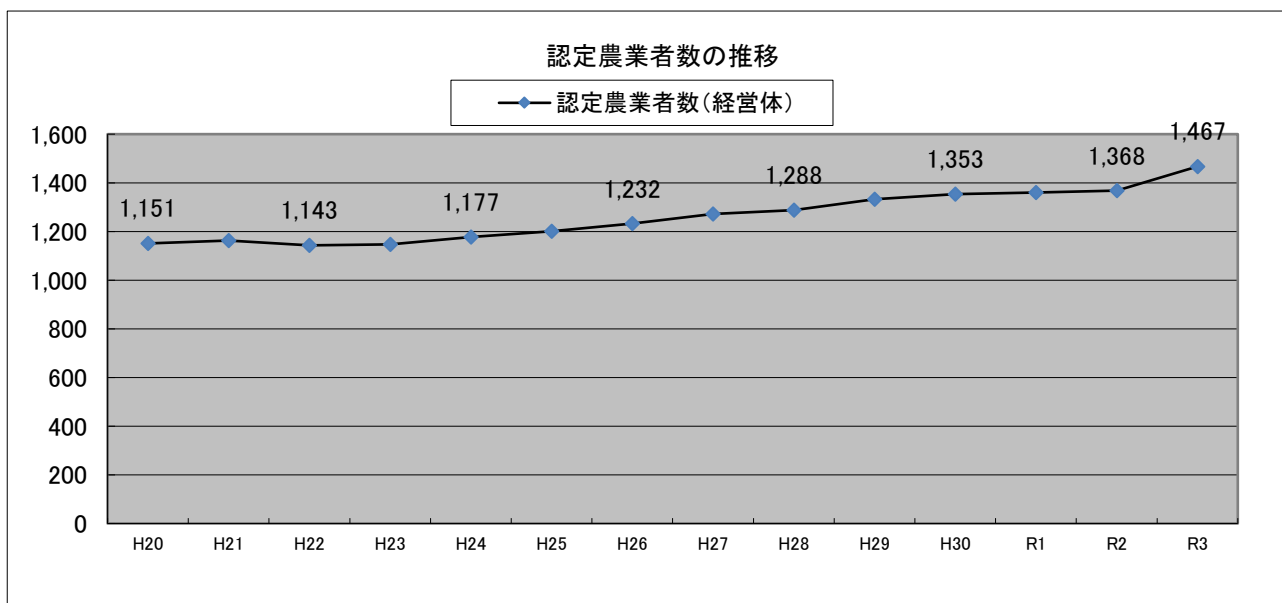
(注4) 「耕地面積の利用に占める面積のシェアの目標」には、農作業受託による作業集積面積（基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、刈取り、その他の作目については耕起、播種、刈取り及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している面積）を含む。

(2) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- ① 市町村において策定する地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、京都府、市町村、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、分散錯圃の状況を解消し、担い手の農用地の連坦化や団地面積の増加を図る。
- ② 中山間地域や担い手不足の地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、兼業農家、移住者や定年帰農者などを含む多様な担い手を含め新規就農の促進等を図る。

3 認定農業者数の目標

京都府計	1,807 経営体
(南部地域)	912 経営体
(中部地域)	620 経営体
(北部地域)	275 経営体



《経営支援・担い手育成課調べ》

第6章 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第1章で示した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向の各事項を推進するため、府の関係各課、広域振興局、農業改良普及センター、試験研究機関などが連携のとれた推進・指導体制を整備するとともに、第4章で示したとおり、京都農人材育成センターにより、新規就農・就業の相談から体験・研修・就農・就業までの就農サポートに加え、就農・就業後の定着促進・法人化・経営継承等の農業経営の改善に向けた相談・助言・指導などの経営サポートを一貫して行う。

これらの体制により、意欲ある多様な担い手と集落営農組織・経営感覚に優れた農業経営体が連携・協働し、持続性のある地域農業の仕組みづくりを推進する。

推進に当たっては、農業経営の育成に係る各種補助・融資事業や農地中間管理事業などを積極的に活用して、農業経営基盤の強化の促進のための措置を講ずる。

また、自主的かつ計画的に経営改善を進めようとする農業者の農業経営改善計画などの作成に関し適切な指導を行うとともに、経営感覚に優れた農業経営体の育成に向けた総合的な指導強化を図る。

2 京都府の区域を事業実施地域として農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

(1) 特例事業の実施に関する内容

農地中間管理機構の推進に関する法律第4条の規定により農地中間管理機構に指定された農業会議は、中核的担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるため、次に掲げる事業の範囲内において、市町村、農業委員会、JA及び農用地利用改善団体などと連携を図りながら法第7条に規定する農地売買等事業などの特例事業を実施する。

- ① 農用地などを買い入れて、当該農用地を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業
- ② 農用地などを売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地などの価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業
- ③ 法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農地所有適格法人に対し農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資を行い、及びその現物出資に伴い付与される持分又は株式を当該農地所有適格法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
- ④ 農地売買等事業により買い入れた農用地などを利用して、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

(2) 地域計画の実現に向けた特例事業の推進について

特例事業は、市町村が定める地域計画の区域において実施することを原則とし、当該地域計画の達成に資することとなるように実施しなければならない。

(3) 優良な農地の買い入れと担い手への集積

農業からのリタイアによる農地の売却に対応するため、市町村、農業委員会や農用地利用改善団体等と連携しながら優良な農地の買い入れ、売り渡しを行い、農業経営体などの規模拡大を支援するとともに、農業経営基盤強化準備金制度や各種事業を活用して負担の軽減を働きかける。

<参考>

●農地中間管理機構とは

担い手への農地集積・集約化を推進し、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進めるため、都道府県知事が「農地中間管理事業を公平かつ適正に行うことができる法人を指定し、都道府県に1つ設置されるもの。」（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項）

●本基本方針における特例事業の位置付け

特例事業は、これまで農地保有合理化法人が行ってきた事業のうち、農地中間管理事業として行われないこととなる農地売買等事業、農地売渡信託事業、農業生産法人出資育成事業（現物出資を行うものに限る。）及び研修等事業について、農地中間管理機構の組織・機能を活かして、引き続きこれらの事業を実施することができるよう措置するもの。